

京都市告示第 259 号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法第 3 条第 1 項の規定に基づき、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定しましたので、同条第 4 項の規定に基づき告示します。

平成 23 年 10 月 5 日

京都市長 門川大作

道路の種類	路線名	区間
一般市道	五条通	東山区清水二丁目 2 1 8 番 1 地先から 東山区清水二丁目 2 1 1 番 3 地先まで

(建設局土木管理部道路河川管理課)